



「おはなし」の世界へ、ようこそ!

南丹市の図書館・図書室では、毎月「おはなし会」を開いています。ご存じでなかった方、まだ一度も参加されたことがない方、ぜひお子さんと一緒に「おはなし」の世界へ!

毎月定期的に行っている「おはなし会」。図書館職員やボランティアさんが、絵本の読み聞かせや手遊びなどをしながら、楽しいおはなしの世界を紹介しています。小さなお子さんでも、みんなと一緒に楽しんでいただける内容です。申し込みの必要はありません。

また、一度も参加されなかった方も、どうぞ気軽におはなしの世界をのぞいてみてください。皆さんのお越しをお待ちしています。開催日時や内容は、図書館・室によってさまざまに用意していますので、ぜひお問い合わせください。

新刊紹介

『絵本の国のぬいぐるみ』

著…原 優子
発行…白泉社



月刊雑誌モエに連載されていた原さんのページが一冊の本になりました。幼稚園のころからぬいぐるみを作り始めたという著者が、作り方の基本から丁寧に紹介しています。

『おうちでかんたん 永田農法のハーブ』

著…永田 洋子
発行…祥伝社



一流レストランに引張りだこの永田農法初のハーブの本です。野菜本来の力を引き出す永田農法の、本物の味と香りを持つハーブを育ててみませんか?

暮らしと

ホッと

—第2回—
消費生活情報

契約行為は慎重に!



私たちは、物を買ったり、サービスの提供を受けたたり、日々の生活の中で無意識に「契約行為」を行っています。

では、契約はいつの時点で締結されるのでしょうか?

① 購入者が「買います」と言い、販売者が「売ります」と言ったとき。

② 契約書に押印したとき。

③ 契約書を渡したとき。

④ 商品を受け取ったとき。

…答えは①です。

契約ってなんだろう??

お互いの「申し込み」と「承諾」の意思が一致すると契約は

契約の解除はできる??

では、契約をやめることはできるのでしょうか?

① 販売者に解約を申し出ればできる。

② 契約書を返送すればできる。

③ 商品を返送すればできる。

④ 特別な場合(※)を除き、一方的に契約解除はできない。

…答えは④です。

※特別な場合とは?

・ 相手が同意した場合。(違約金や損害賠償が必要な場合も多い)

・ 訪問販売などクーリング・オフ制度が適用される取引の場合。

・ 未成年者が親権者の同意なしにした契約。 など

契約は、私たちの生活に非常に身近で重要な「法律行為」です。内容を良く確かめて慎重に行いましょう。

(商工観光課)